第６章　重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定

１．　重点整備地区の設定

（１）重点整備地区の要件

バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性の確保が重要な課題となります。そのため、基本構想を作成する際には重点整備地区の要件にあった重点整備地区の位置及び区域について定めるものとしており、次のような要件を満たす区域について定めます。

■ 重点整備地区の選定の考え方

	バリアフリー法における位置づけ
配置要件	**生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区** 「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること」　（法第２条第 21 号イ） ○生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区 ○地区全体の面積がおおむね 400ha（半径約１.12 ㎞の圏域）未満 ○生活関連施設のうち特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね３以上所在すること ○これらの施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、公共施設等の相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれること　等
課題要件	**生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区** 「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設をいう）について移動円滑化のための事業が施することが特に必要と認められる地区であること」　（法第２条第 21 号ロ） ○高齢者、障がい者の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況 ○土地利用や諸機能の集積の実体及び将来の方向性 ○想定される事業の実施範囲等の観点から総合的に判断される地区　等
効果要件	**バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区** 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」（法第２条第 21 号ハ） ○勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な増進（交流と社会参加、消費生活の場、勤労機会の提供） ○各事業の整合性を確保して実施させることについて、実施可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性

※特定建築物

多数の者が利用する建築物で法令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第４条）に定めたものをいい、学校、病院又は診療所、集会所などがあります。

※特別特定建築物

特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者、障がい者等が利用するもので、盲学校・聾学校又は養護学校、病院又は診療所、集会所などがあります。

（２）重点整備地区の設定

重点整備地区は、地区全体の面積がおおむね 400ha 未満（半径約 1.12 ㎞）の地区であって、生活関連施設の選定対象となる施設のうち特定旅客施設や特別特定建築物に該当するものがおおむね３以上所在し、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が通常徒歩で行われることが見込まれる地区をいいます。また、重点的かつ一体的にバリアフリー化の事業を実施する必要があるとともに、総合的なまちづくりの推進に寄与することも求められています。

新那加駅周辺地区の重点整備地区の区域は、下図に示すとおり、先の重点整備地区の考え方に基づき、生活関連施設を含む範囲を重点整備地区とします。

なお、新那加駅は隣の駅（新加納駅、市民公園前駅）までの距離が約 500～700m 程度であるため、名鉄新那加駅を中心として概ね半径約 500m 内で設定しています。

【重点整備地区の区域】

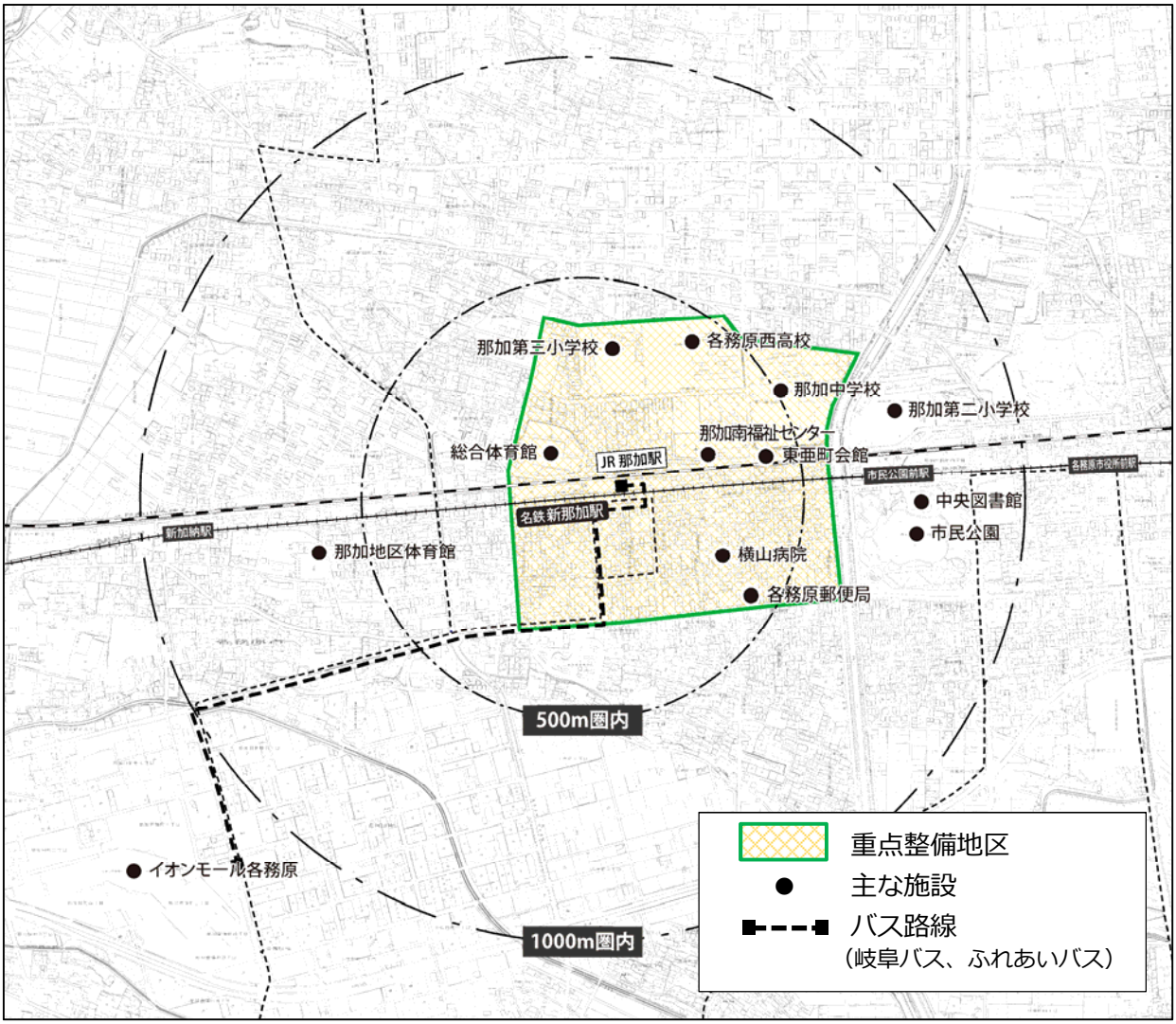

（３）重点整備地区における要件整理

新那加駅周辺地区は、バリアフリー法における重点整備地区として求められる要件を満たしています。

配　置　要　件

○ 新那加駅周辺地区内には生活関連施設のうち駅や官公庁施設や福祉施設といった不特定かつ多数の人が利用する生活関連施設で特別特定建築物に該当する施設が３以上あります。

（特別特定建築物：総合体育館、那加南福祉センター、横山病院など）

○ 「新那加駅」は国がバリアフリー化の目標※として定める１日あたりの利用者が 3,000 人以上の駅に該当しています。

※　移動等円滑化の促進に関する基本方針

課　題　要　件

○ 新那加駅には、新那加駅改札口からホーム、新那加駅改札口に接続する連絡通路から周辺道路の経路において、車いす等が利用できない状況にあります。

○ また、周辺の道路などにおいても、舗装のひび割れ等の通行の支障となっている箇所などがみられ、施設と経路の連続性や一体性を確保したバリアフリー化が求められます。

効　果　要　件

○ 新那加駅周辺には高齢者等が最寄とする商店街が並ぶ地区であり、駅を中心としたバリアフリー化を進めることにより、高齢者、障がい者等をはじめとする、市民の暮らしを支える拠点的商業地の活性化に寄与することが期待されます。

２．　生活関連施設・生活関連経路の設定

（１）生活関連施設・生活関連経路について

生活関連施設とは「高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設としては旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐に渡る施設が想定されます。

また、生活関連経路とは生活関連施設を相互に結ぶことによりバリアフリーのネットワークを形成していくものです。

このうち、施設の利用の状況等地域の実情を踏まえ、具体的にどの施設を生活関連施設とするかについては、基本構想を策定する市町村の裁量とされています。

【　生活関連施設、生活関連経路の範囲　】

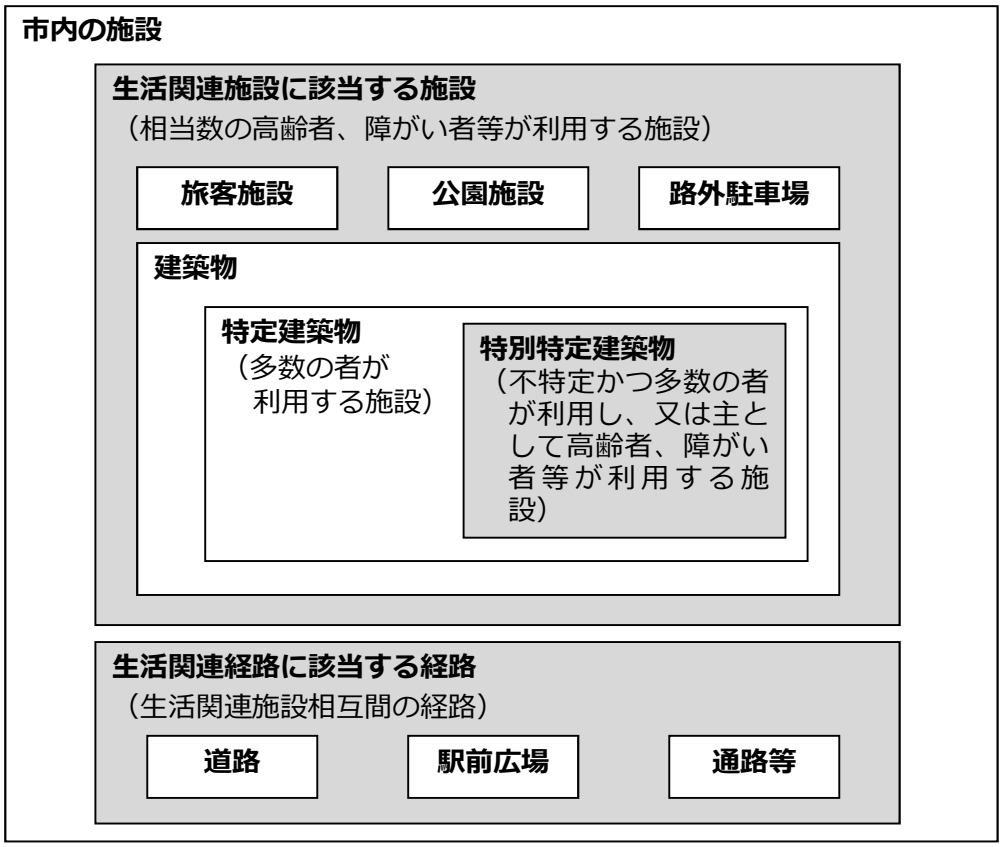

※建築物においては特別特定建築物のうち、新築等の際に 2,000 ㎡以上(公衆便所においては 50 ㎡以上)のものが移動等円滑化基準の適合義務の対象になります。

■参考　特定建築物と特別特定建築物

特定建築物：

　学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに付属する建築物特定施設を含むものとする。

特別特定建築物：

　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

特別特定建築物（令５条）		特定建築物（令４条）	
1	特別支援学校	1	学校
2	病院又は診療所	2	病院又は診療所
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3	劇場、観覧車、映画館又は演芸場
4	集会場又は公会堂	4	集会場又は公会堂
5	展示場	5	展示場
6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7	ホテル又は旅館	7	ホテル又は旅館
8	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	8	事務所
-	-	9	共同住宅、寄宿舎又は下宿
9	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る）	10	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
10	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの
11	体育館（一般公共の用に供されるものに限る）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）若しくはボーリング場又は遊技場	12	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
12	博物館、美術館又は図書館	13	博物館、美術館又は図書館
13	公衆浴場	14	公衆浴場
14	飲食店	15	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
15	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	16	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
-	-	17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
-	-	18	工場
16	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
17	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）	20	自動車の停留又は駐車のための施設
18	公衆便所	21	公衆便所
19	公共用歩廊	22	公共用歩廊

（２）生活関連施設の選定

新那加駅周辺地区における生活関連施設の選定の考え方を以下に示します。

«選定の考え方»

選定Ａ　利用頻度の高い鉄道駅

- 旅客施設のうち、国がバリアフリー化の目標として定める１日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上の駅である、「名鉄新那加駅」を生活関連施設に選定します。

選定Ｂ　広域的な利用や公共性の高い施設

- 特別特定建築物のうち、官公庁施設等の公共性の高くバリアフリー整備が必要な施設を生活関連施設に選定します。
- 路外駐車場（特定路外駐車場※）についても、高齢者、障がい者等をはじめとし、広域的な利用の高い施設を生活関連施設に選定します。

選定Ｃ　高齢者、障がい者等が日常的に利用する施設

- 高齢者、障がい者等に対して実施したアンケート結果から、高齢者、障がい者等が、日常的によく利用する施設について、生活関連施設に選定します。

選定Ｄ　災害時に避難場所として利用する施設

- 学校については、特別支援学校以外は特別特定建築物ではありませんが、災害時には住民の避難場所としての役割を果たすことから、バリアフリー化整備が求められているため、生活関連施設に選定します。

※特定路外駐車場

○道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの

○自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 ㎡以上であるもの

○その利用について駐車料金を徴収するもの

新那加駅周辺地区における生活関連施設は、隣の駅（新加納駅、市民公園前駅）までの距離を考慮し、名鉄新那加駅を最寄として想定される範囲内において以下の施設とします。なお、生活関連施設の選定においては、各施設管理者との協議の上で設定しました。

«新那加駅周辺地区の生活関連施設»

施設名称			選定の考え方				選定の理由
			A	B	C	D	
旅客施設		名鉄新那加駅	●		●		・ 1 日利用者 3000 人以上の駅 ・ 高齢者、障がい者がよく利用する施設との回答が 5%以上（アンケート結果）
特別特定建築物	官公庁施設	総合体育館		●		●	・ 広域的な利用が想定される ・ 二時避難所
		東亜町会館 （ﾊﾛｰﾜｰｸ、ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ）		●			・ 広域的な利用が想定される
	医療・福祉施設	那加南福祉センター		●		●	・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される ・ 災害時要援護者用一次避難所
		横山病院			●		・ 「病院・診療所・クリニック等」では、高齢者、障がい者がよく利用する施設との回答が 5%以上（アンケート結果） ・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される
		永田内科			●		
		永田産婦人科			●		
	商業・サービス業施設	各務原郵便局			●		・ 高齢者、障がい者がよく利用する施設との回答が 5%以上（アンケート結果）
		イオンモール各務原			●		・ 高齢者、障がい者がよく利用する施設との回答が 5%以上（アンケート結果） ・ 新那加駅からバス路線により経路を確保する。
		スーパー浅野屋			●		・ 「商店街」、「食品スーパー」は高齢者、障がい者がよく利用する施設との回答が 5%以上（アンケート結果）
		大垣共立銀行 各務原支店			●		・ 「銀行」は高齢者、障がい者がよく利用する施設との回答が 5%以上（アンケート結果）
		岐阜信用金庫 各務原支店			●		
特定建築物	学校施設	那加第三小学校				●	・ 一次避難所
		那加中学校				●	・ 二次避難所
		各務原西高校				●	・ 二次避難所
路外駐車場		JR 那加駅前駐車場		●			・ 駅利用者を中心とした広域的な利用が想定される。 ・ 特定路外駐車場（有料・500 ㎡以上）
		名鉄協商ﾊﾟｰｷﾝｸﾞ新那加		●			

■参考　駅周辺の主な施設の利用状況（高齢者、障がい者のアンケート結果）

選定の考え方Ｃの高齢者、障がい者等が日常的によく利用する施設は、アンケート結果において回答数が多いものの中から、以下の太枠内の施設を抽出しています。

施設名			計 N=486	高齢者 N=265	身体障がい者 N=134	知的障がい者 N=21	精神障がい者 N=19	乳幼児保護者 N=47
旅客施設		名鉄新那加駅	85	42	28	2	2	11
			17.5%	15.8%	20.9%	9.5%	10.5%	23.4%
		JR 那加駅	70	41	15	2	3	9
			14.4%	15.5%	11.2%	9.5%	15.8%	19.1%
特別特定建築物	官公庁施設	総合体育館	16	10	6	1	0	0
			3.3%	3.8%	4.5%	4.8%	0.0%	0.0%
		中央図書館	46	25	10	3	1	7
			9.5%	9.4%	7.5%	14.3%	5.3%	14.9%
	医療・福祉施設	那加南福祉センター	6	5	2	0	0	0
			1.2%	1.9%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%
		福祉センター（那加南福祉センターを除く）	23	8	9	1	1	3
			4.7%	3.0%	6.7%	4.8%	5.3%	6.4%
		病院・診療所・クリニック等	61	29	22	0	3	8
			12.6%	10.9%	16.4%	0.0%	15.8%	17.0%
	商業・サービス業施設	各務原郵便局	78	39	31	0	1	8
			16.0%	14.7%	23.1%	0.0%	5.3%	17.0%
		郵便局（各務原郵便局を除く）	28	21	6	0	0	1
			5.8%	7.9%	4.5%	0.0%	0.0%	2.1%
		商店街	31	22	7	1	1	0
			6.4%	8.3%	5.2%	4.8%	5.3%	0.0%
		・スーパー浅野屋	14	11	4	0	0	0
			2.9%	4.2%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		銀行	40	29	22	0	3	8
			8.2%	10.9%	16.4%	0.0%	15.8%	17.0%
		・大垣共立銀行各務原支店	15	7	6	0	0	2
			3.1%	2.6%	4.5%	0.0%	0.0%	4.3%
		・岐阜信用金庫各務原支店	8	3	4	0	0	1
			1.6%	1.1%	3.0%	0.0%	0.0%	2.1%
		食品スーパー	64	39	16	1	3	6
			13.2%	14.7%	11.9%	4.8%	15.8%	12.8%
		・スーパー三心	19	8	5	0	2	5
			3.9%	3.0%	3.7%	0.0%	10.5%	10.6%
		・ピアゴ各務原店	17	13	3	0	1	0
			3.5%	4.9%	2.2%	0.0%	5.3%	0.0%
		大型専門店	32	19	7	1	1	5
			6.6%	7.2%	5.2%	4.8%	5.3%	10.6%
		・イオンモール各務原	25	14	6	1	1	4
			5.1%	5.3%	4.5%	4.8%	5.3%	8.5%
公園・緑地		市民公園	53	27	10	0	3	13
			10.9%	10.2%	7.5%	0.0%	15.8%	27.7%
		公園・緑地	14	9	1	0	0	4
			2.9%	3.4%	0.7%	0.0%	0.0%	8.5%
路外駐車場		公共駐車場	11	7	4	0	0	0
			2.3%	2.6%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		有料駐車場	11	5	6	0	1	0
			2.3%	1.9%	4.5%	0.0%	5.3%	0.0%

※網掛けは回答が 5%を超えるもの

※アンケート集計において、「よく利用する施設」を重複して回答している場合は、1 で按分し、小数点第 1 位を四捨五入して集計しているため、回答数の計及び割合が一致しない場合がある。

（３）生活関連経路の選定

バリアフリー法における生活関連経路とは、生活関連施設を相互に結ぶことによりバリアフリーのネットワークを形成していくものです。

生活関連経路には一般交通用施設として、道路、駅前広場、通路、その他私道などにあっても一般交通の用に供するものは生活関連経路とすることができます。

新那加駅周辺地区においては、鉄道駅と先に選定した生活関連施設を結ぶ経路を基に抽出します。その他、相互に生活関連施設間を結び、バリアフリー化整備の必要性が高い経路を生活関連経路として選定します。

«選定の考え方»

選定ａ　生活関連施設を結ぶ経路

- 生活関連施設を結ぶ道路及び駅前広場、通路等にあって、そのうち道路については、原則、歩車道分離のできる路線を選定します。
- ただし、地形による地理的条件、既存の沿道状況等を加味し、最適な生活関連経路として位置付けます。

選定ｂ　商店街等の商業・サービス業の個店が並ぶ経路

- 本町通り、那加メインロードなど、高齢者の最寄とする商店街等の商業・サービス業の個店が並ぶ経路を選定します。

選定ｃ　通学路等の児童・生徒が通学する経路

- 学園通りなど、小学校、保育園、中学校、高校などの通学路となっている経路を選定します。

«新那加駅周辺地区の生活関連経路»

施設名称			選定の考え方			備 考
			a	b	c	
道路	1	那 816 号線（那加メインロード）	●	●		
	2	那 965 号線（本町通り）	●	●		
	3	那 468 号線（西野町通り）	●		●	
	4	那 140 号線（体育館通り）	●		●	
	5	那 351 号線（那加中通り）	●		●	
	6	那 352 号線（学園通り）	●		●	
	7	那 729 号線	●			
	8	那 730 号線	●		●	
	9	那 426 号線（吾妻町通り）	●			
	10	那 472 号線（吾妻町通り）	●			
	11	那 474 号線	●			
通路	12	地下連絡通路	●		●	
駅前広場	13	JR 那加駅駅前広場	●			
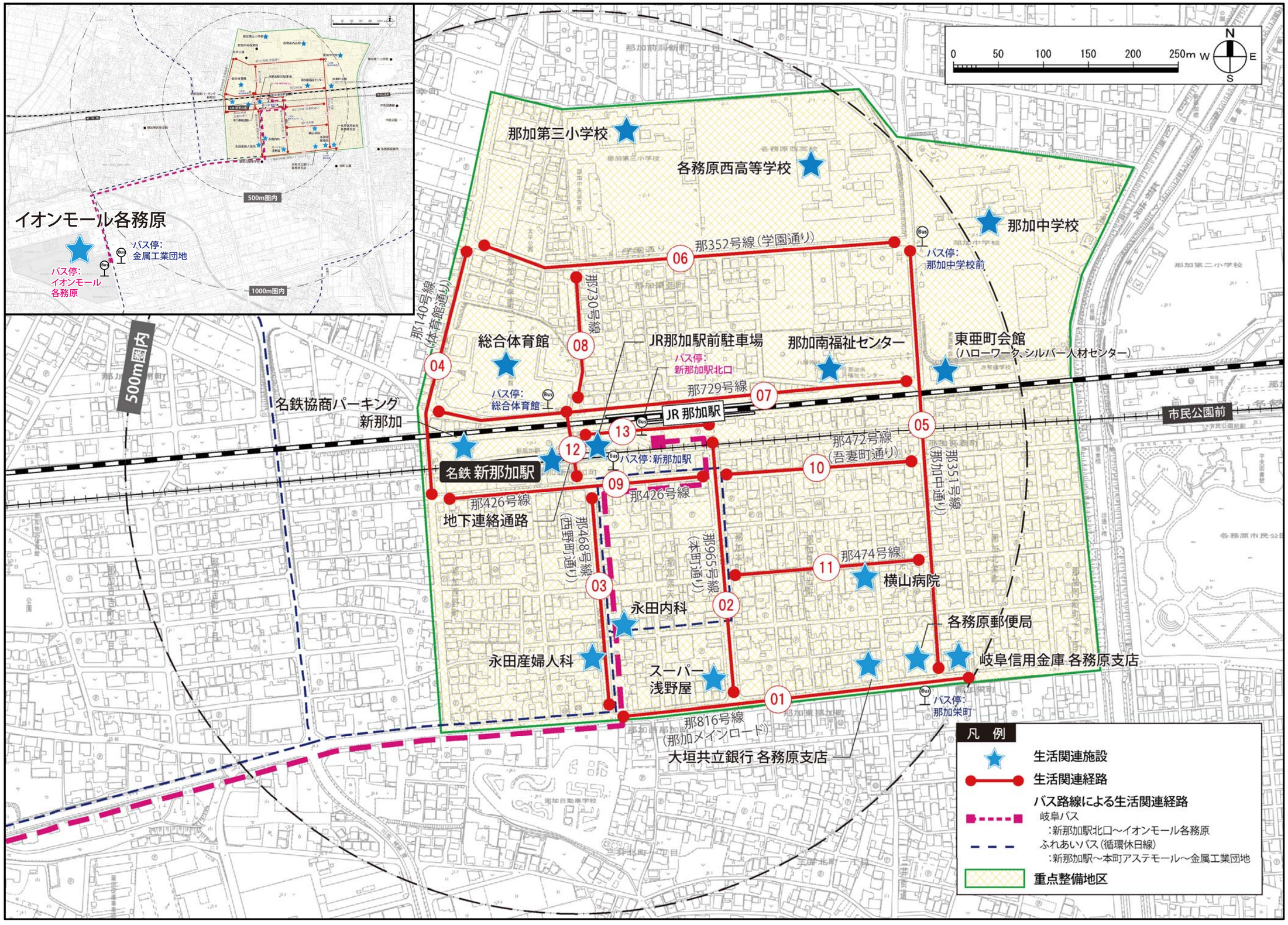
«重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路»